政適委第23号平成30年2月13日

登録政治資金監査人 各位

政治資金適正化委員会 委員長 伊藤鉄 勢



政治資金監査の質の向上に係る取組について

政治資金監査制度の運用に当たりましては、平素からご協力を賜りありがとうございます。

さて、当委員会では、平成29年度第4回及び第5回政治資金適正化委員会において、平成28年分の収支報告書(定期分)に係る政治資金監査についての個別の指導・助言の対象(46人、71件)を決定し、該当する方々に対して文書による個別の指導・助言を行いました(別添資料1参照)。

この指導・助言は、政治資金監査の更なる質の向上を図るための 注意喚起として行っているものであり、今回指導・助言の対象とし た代表的な事例等について、登録政治資金監査人の皆様にも、別添 資料2のとおりお知らせします。

平成29年分の収支報告書に係る政治資金監査に当たっては、別添資料2をよくご確認いただいた上で、同様の誤りが生じないよう、別添資料3「適確な政治資金監査を行っていただくために」を参考にされるとともに、政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストを積極的に活用され、引き続き適確に実施いただきますようお願いいたします。

また、平成29年度第4回政治資金適正化委員会において、平成29年分の収支報告書(定期分)に係る政治資金監査についても個別の指導・助言の取組を継続して実施することとしましたので、併せてお知らせいたします。

政治資金適正化委員会事務局

TEL: 03-5253-5598 FAX: 03-5512-2501

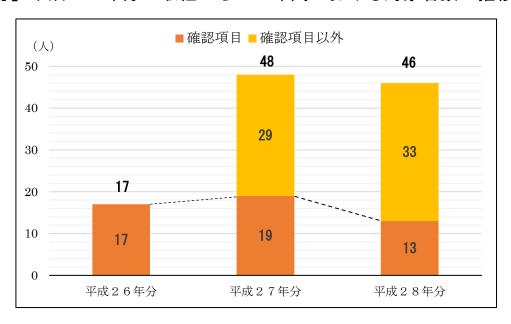
Email:tekiseikai-jimukyoku@soumu.go.jp

平成28年分の収支報告書(定期分)に係る政治資金監査に おける個別の指導・助言の概要

政治資金適正化委員会(以下「当委員会」という。)では、政治資金監査の質の確保を図るための取組の一つとして、平成26年分の収支報告書(定期分)に係る政治資金監査から、政治資金監査報告書や収支報告書の記載状況等に不備のあった登録政治資金監査人に対して指導・助言の取組を実施しています。

- 1. 平成28年分の収支報告書(定期分)に係る政治資金監査における 個別の指導・助言の対象者数等
 - 個別の指導・助言の対象とした登録政治資金監査人の数:46人
 - 逸脱等のある政治資金監査報告書又は収支報告書の件数:71件

【参考】平成26年分の取組からの3年間における対象者数の推移

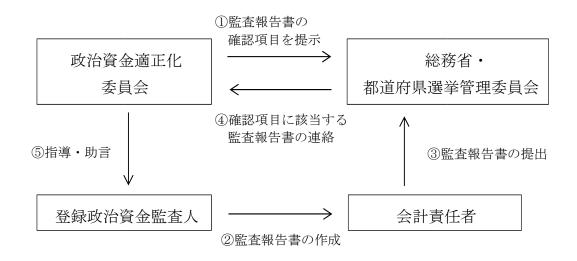


- 注1 上グラフは、都道府県選挙管理委員会及び総務省(以下「都道府県選管等」という。)よりなされた報告に基づき、個別の指導・助言を実施することとした対象者数の推移を示す。
- 注2 平成26年分については、当委員会から示した「確認項目」に該当するもののみを個別の指導・助言の対象としていたが、平成27年分の取組から、都道府県選管等より任意で報告のあったもの(「確認項目以外」)についても個別の指導・助言の対象とするなど、対象範囲を拡充している。

2. 個別の指導・助言の取組について

個別の指導・助言の取組は、都道府県選管等に対して、収支報告書(定期分)に係る政治資金監査報告書の記載状況等について報告を求め、当該報告に基づいて、関係する登録政治資金監査人に対して直接当委員会から個別に指導・助言を行うもの。

<登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の枠組み(イメージ)>



(1) 取組の目的

- 政治資金監査報告書の記載状況等の改善につなげる。
- 登録政治資金監査人に対して注意喚起を行うことで、政治資金監査のより適確な実施を図る。
- 将来的に、都道府県選管等における収支報告書等の形式審査業務の効率化につながることも期待。

(2) 個別の指導・助言の手法等

対象となった登録政治資金監査人に対して文書により注意喚起を行うと ともに、平成30年1月及び3月に実施する追加の実務向上研修への参加 を呼びかけ。

政治資金監査において実際に見られた誤りの事例

- 1. 個別の指導・助言の対象となった誤りの事例の代表的なもの
 - ・(都道府県選管の最初の受付時に) 収支報告書上で金額の不整合 があった。
 - ・(都道府県選管の最初の受付時に) <u>収支報告書と領収書等の写しとで、金額</u> の不整合 があった。
 - ・(都道府県選管の最初の受付時に) <u>収支報告書と領収書等の写しとで、年の</u> 不整合 があった。
 - ・(都道府県選管の最初の受付時に) 対象年以外の年月日の領収書等の写しを 添付していたが、後に当該支出を削除した。
 - ・同一の登録政治資金監査人について、<u>2か年分連続</u>で同一又は異なる事例の 報告があった。
 - ・同一の登録政治資金監査人について、複数事例の報告があった。

2. 上記1のほか、各選管から報告のあったもの

- (うち、政治資金監査報告書に関するもの)
- ・政治資金監査報告書の <u>本文中で政治団体名の記載不備</u>があった(異なる政治 団体の名称が記載されていた等)。
- ・「1監査の概要」(1)で<u>監査対象期間が「平成27年」、「平成29年」</u>等となっていた(本来は「平成28年」であるべき)。
- ・<u>政治資金監査報告書上で矛盾した記載</u>があった(支出がないのに領収書等が 保存等されていた旨の記載等)。

(うち、収支報告書に関するもの)

- ・ 収支報告書と領収書等の写しとで、月日や支出の目的の不整合 があった。
- ・ 収支報告書上で 計の記載方法が誤っていた。
- ・収支報告書上で氏名、住所の記載不備(記載漏れ等)があった。
- ★これらは、「政治資金監査チェックリスト」や「政治資金監査報告書チェック リスト」を活用いただくことにより、防ぐことができると考えられます。

※以下に示すイメージは、資料用に事務局が作成したものです。

収支報告書上で金額の不整合があったもの

(3) 政治活動費の内訳		項目	別 区 分	6.その他の事業費		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考	
郵送料	12, 300	平成28年2月25日	○○郵便(株)	東京都〇〇区1-1-1		
郵送料	10,660	平成28年3月26日	○○郵便(株)	東京都〇〇区1-1-1		
郵送料	4, 100	平成28年4月27日	○○郵便(株)	東京都〇〇区1-1-1		
看板代	54, 000	平成28年8月29日	(有)△△印刷	東京都△△△市5-3		
郵送料	52,000	平成28年9月1日	○○郵便(株)	東京都〇〇区1-1-1		
印刷代	540,000	平成28年9月30日	(有)△△印刷	東京都△△△市5-3		
会場借り上げ費	216,000	平成28年10月30日	□□ホテル	東京都□□区2-1		
この頁の小計	886, 960	4	- / 	<u> </u>		
その他の支出	7, 560		ਡ 計昇誤り(析	<u> </u>		
合 計	894, 520		<u>(正しくは、</u>	[889, 060]		

収支報告書と領収書等の写しとで金額の不整合があったもの

(その14)					
(2) 経常経費 (人件	‡費を除く。)の内訳	項目	別 区 分	2. 光熱水費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
電気使用量(12月)	22, 139	平成28年1月16日	○○電力 (株)	東京都 \times \times 区 \bigcirc 01-2-3	
電気使用量(1月)	23, 005	平成28年2月16日	○○電力 (株)	東京都 \times \times 区 \bigcirc 01-2-3	
電気使用量(2月)	22, 995	平成28年3月16日	○○電力 (株)	東京都 \times \times 区 \bigcirc 01-2-3	
電気使用量(3月)	18, 555	平成28年4月16日	○○電力 (株)	東京都 \times \times 区 \bigcirc 01-2-3	
電気使用量(4月)	15, 385	平成28年5月16日	○○電力 (株)	東京都 \times \times 区 \bigcirc 01-2-3	
電気使用量 (5月)	16, 959	平成28年6月16日	○○電力 (株)	東京都××区○○1-2-3	
電気使用量(6月)	20, 582	平成28年7月16日	○○電力 (株)	東京都××区○○1-2-3	
電気使用量(7月)	19, 051	平戊28年8月16日	○○電力 (株)	東京都××区○○1-2-3	
電気使用量(8月)	23, 009	-	〇〇電力 (塩)	***********	
電気使用量(9月)	24, 558	平成28年10月16日	OV FE		
電気使用量(10月)	21, 335	平成28年11月16日	〇〇電力	電気料金等領収証	
電気使用量(11月)	15, 885	平成28年12月16日	〇〇電力 年 月	分	

領収書の金額の転記誤り

243, 458

243, 458

0

計

この頁の小計

その他の支出

の違いを見落とし



カメラの

一

一

千葉県〇〇市〇〇区5-1

備考

収支報告書と領収書等の写しとで支出の目的に不整合があったもの

の内訳	牛費を除く。)	項目	別 区 分	3. 備品・消耗品費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
封筒代	10,800	平成28年2月25日	○○文具店(株)	東京都〇〇区1-1-1	
雑誌代	16, 200	平成28年3月26日	○○書店	東京都○○区3-2-1	
テレビ代	108,000	平成28年9月27日	カメラの□□□□	千葉県〇〇市〇〇区5-1	
コピー用紙代	12, 960	平成28年10月28日	○○文具店(株)	東京都〇〇区1-1-1	
トナー代	21,600	平成28年10月28日	○○文具店(株)	東京都〇〇区1-1-1	
この頁の小計	170,				
その他の支出	7, 560				
合 計	177, 645			領収書	
<u>支</u> 出	3の目的の ²	不整合		接する会 様 平成 108,000 3.6 3.6 3.6 3.6 3.6 3.6 3.6 3.6 3.6 3.6 3.7 3	28年9月27日

対象年以外の年月日の領収書の写しを添付していたもの(後に当該支出を削除)

(その14) (2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳 区 分 3. 備品・消耗品費 項 支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称) 支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地) 支出の目的 年月日 机代 64,800 平成28年10月16日 ○○事務機 (株) 東京都 \times \times 区 \triangle \triangle 1 - 1 椅子代 平成28年10月16日 ○○事務機(株) 東京都 $\times \times$ 区 $\triangle \triangle 1 - 1$ 32, 400 トナー代 平成28年11月20日 〇〇事務機(株) 東京都 \times \times 区 \triangle \triangle 1 - 1 10,800 トナー代 10,800 平成28年11月21日 ○○事務機(株) 東京都 \times \times 区 \triangle \triangle 1 - 1 コピー用紙代 12,960 平成28年11月28日 互臵機 (株) 東京都 $\times \times$ 区 $\triangle \triangle 1 - 1$ トナー代 10,800 平成28年12月23日 この頁の小計 142, 560 その他の支出

政治資金監査対象年以外の 領収書が混在している

142, 560

2014年11月21日
(平成26年)

¥10,800

但しトナー代として
上記の金額正に領収いたしました

○ 事務機(株)

徴難明細書の記載が不適正なもの

(領収書等の紛失を徴難事情としていたもの)

第15号様式 (第9条関係)

領収書等を徴し難かった支出の明細書

	支 出 〈	の目的						
項	目	摘	要	金	額	年	月 日	領収書等を激し難かった事情
事務所	費	切手購	入費		10,400	H28,	/12/16	領収書紛失のため
						$\overline{/}$		
			項目摘	項 目 摘 要	項 目 摘 要 金	項 目 摘 要 金 額	項目 摘要 金額 年	項 目 摘 要 金 額 年 月 日

政治団体の名称 〇〇〇〇会

会計責任者の氏名 〇〇〇〇

領収書等の亡失は、徴難事情には当たらない。

<u>この場合、会計責任者に領収書等亡失等一覧表の作成を求める。</u>

政治資金監査報告書上に記載不備があったもの

(本文中の政治団体名称、監査対象年及び根拠条文の記載誤り)

政治資金監查報告書

平成29年5月10日

○田△男君を応援する会代表 ○田△男 殿

<u>本文中の政治団体名称が</u> <u>誤っている。</u>

<u>本文中の監査対象年が誤っている。 (正しくは平成28年)</u>

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第19条の13第1項の規定に基づき、総務太郎政治経済研究会は平成27年に係る法第17条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該し支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、は、明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写し、含む。以下同じ。)について、支出に関する政治資金監査を行った。

(以下略)

根拠条文が誤っている。 (定期分の場合は第12条)

政治資金監査報告書上で矛盾した記載があったもの

政治資金監查報告書

(中略)

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、 領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が 保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員 関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治 団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する 収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、<u>領収書等を徴し難かった支出の明細書、振</u> 込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、<u>領収書等を徴し難かった支出</u> の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、<mark>存在しなかった。</mark>

(後略)

- (1)、(3) と(4) で記載が矛盾している。
- (1)と(3)で、領収書等を徴し難かった支出の明細書等が保存(表示)されているとしながら、(4)で存在しなかったとしている。

適確な政治資金監査を行っていただくために

- 〇 「政治資金監査チェックリスト」、「政治資金監査報告書チェックリスト」を 活用する。
 - ※ これらのチェックリストは、政治資金監査に関する研修テキスト(平成28年3月改定版)95ページ及び103ページに掲載されています。また、当委員会のホームページからダウンロードいただくこともできます。
- 不明な点等があれば、「政治資金監査マニュアル」を確認する。
 - ※ 当委員会のホームページに掲載している「政治資金監査に関するQ&A」も適宜ご確認ください。
- 円滑な政治資金監査を行うために、余裕のある監査日程を確保する。
 - ※ 政治資金監査マニュアルでは、「必要がある場合には、政治資金監査対象年の開始前又は年の途中において、必要な助言等を行うため、政治資金監査の事前準備として、領収書等の整理・保存状況を確認する予備的契約や、領収書等の整理方法を指導・助言する契約を締結することも差し支えないものであること」としています。
- 政治団体に対し、「会計帳簿・収支報告書作成ソフト」の使用を推奨すること などにより、計算誤りや転記誤りなどによる収支報告書の誤りを防止する。
 - ※ このソフトは、総務省が開設している「政治資金関係申請・届出オンラインシステム」のページからダウンロードいただくことができます。
- 〇 政治資金監査報告書は、政治資金監査の結果に応じ、政治資金監査マニュアルに示した4つの記載例に従って記載する。
 - ※ 政治資金監査報告書は、定型的・簡潔な分かりやすい内容であるべきとの考え方の下、当委員会 が定める政治資金監査マニュアルにおいて、政治資金監査の結果によって、4つの記載例を示して います。
- 過去に作成した政治資金監査報告書のファイルを安易に用いない。 (年の更新漏れや政治団体名などの記載誤りを防ぐ)

<u>疑問点は、政治資金適正化委員会事務局(連絡先:03-5253-5598)に</u> お問い合わせください